

1 本計画の役割

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能としての役割や、土地取引及び開発行為の規制の基準としての役割などについて記載する。

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本理念

国土利用計画法に定める土地利用にあたっての基本理念や、新たな総合計画の基本的な考え方を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すという観点から記載する。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

- 複合災害からの復興の進展
- 人口減少・少子高齢化の進行
- 自然災害の頻発化・激甚化
- 再生可能エネルギーの導入拡大

(3) 県土利用における課題

- 複合災害からの復興の進捗を踏まえた土地利用
- 人口減少・少子高齢化社会における県土の管理水準の低下への対応
- 深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保
- 景観や自然環境への配慮

(4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について

ア 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用

- ・ あらゆる主体の連携・協働により複合災害を乗り越え、「誇り」・「希望」・「夢」を持った世界のモデルとなるような復興再生を目指します。
- ・ 空間放射線量の低減など、子供やその親たちが安心して生活し子育てがしたいと思える生活環境が整った魅力あるふくしまの土地利用を推進します。 など

イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用

- ・ **再生可能エネルギー**関連産業の育成・集積を図り、出会い、交流する空間をつくり出します。
- ・ **移住希望者等**が安心して暮らすことが出来るよう、受け入れ体制の整備を促進するとともに、**交流人口**の拡大により地域活性化と土地利用の効率化を図ります。 など

ウ 県土の安全性を高める土地利用

- ・ 「**防災**」だけでなく「**減災**」の考えのもと、災害が発生しても速やかな復旧・復興が進むよう、強くしなやかな県土づくりを目指します。
- ・ **水循環**の観点も取り入れ、**農地**や**森林**が有する保水機能の向上を図り、**流域全体**としての災害対策を推進します。 など

エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

- ・ 都市機能や住居を中心部や生活拠点に集約し、インフラコストを削減するなど、安全で暮らしやすい**コンパクトなまちづくり**を目指します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用状況や防災・自然環境等へ配慮し、**持続可能**な社会の実現に向けた適切な土地利用を目指します。 など

オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

- ・ 都市の中心部では**緑**と**オープンスペース**の保全・創出を推進し、快適で個性豊かな都市環境を形成し、魅力と活力ある都市空間を創造します。
- ・ **里地****里山**や水辺地の自然環境を保全し、地域資源を生かした県土利用を促進します。 など

3 計画の実現に向けた措置

(1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用

- ・ **福島イノベーション・コースト構想**を核とした新たな技術の開発や導入、新しい産業の創出、未来を担う人材育成等の推進
- ・ 空間放射線量の低減に向けた取り組みの推進に加え、**正しい情報**を県内外に発信し、放射線に対する不安解消の促進
- ・ 生活者の視点に立った社会資本整備による**持続可能**な県土づくりの推進 など

(2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用

- ・ **再生可能エネルギー**関連産業の誘致や企業間ネットワークの構築による研究開発、事業化、販路拡大、海外展開までの一体的・総合的な支援の実施
- ・ 地域資源を生かした新しい働き方や暮らし方の体験を**移住・定住**につなげるとともに、住宅支援を始め様々な支援を行うなど、ふくしまを共に元気になる土地利用を図る。 など

(3) 県土の安全性を高める土地利用

- ・ 災害リスクの高い地域の**土地利用制限**やより安全な地域への居住を**誘導**するなど被害を最小限に抑える土地利用を推進
- ・ 防災・減災のための**堤防**や**土砂**の治水施設の整備を進めるとともに流域本来が有する保水機能の向上や貯水施設の整備を図るなど「**流域治水**」への土地利用の推進 など

(4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用

- ・ 自然環境を保全しながら**低炭素型社会**の実現に向けた再生エネルギーの導入を促進
- ・ 土砂災害などの自然災害の危険性が少ない地域においては、地域の活性化につながる**再生可能エネルギー**の導入を促進。
- ・ **人口減少**に伴い進んでいる市街地の**低未利用化**への対応のため、無秩序な市街地の拡大と拡散を抑制 など

(5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用

- ・ 土地利用の不可逆性や**多面的機能**に配慮しつつ、人の営みと自然の営みのバランスがとれた慎重かつ計画的な土地利用を図る。
- ・ 自然環境保全活動を行うボランティア団体のネットワーク化などを推進し、身近な自然環境の保全や**農地**・**森林**が持つ公益的機能の理解等について普及啓発を促進 など

(6) 国土利用計画法等のマネジメントの推進

- ・ 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法、条例、要綱などを適切に運用し、土地利用に関する諸計画の充実、関係機関相互の情報共有と連携調整により、適切かつ合理的な利用の確保と維持を図る。特に地域の土地利用の基本となる**市町村計画**については、地域の実情に応じた計画の策定と運用を支援する。

4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向

新たな総合計画において策定される、**7つの地域単位**（地方振興局）の地域別主要施策を踏まえた土地利用の方向について記載する。

5 地域区分ごとの土地利用の原則

- 五地域ごとの土地利用の原則について記載する。
- **都市地域**（市街化区域、市街化調整区域、その他の都市計画区域）
 - **農業地域**（農用地区域、農用地区域を除く農業地域）
 - **森林地域**（保安林、保安林以外の森林）
 - **自然公園地域**（特別保護地区、特別地域、その他の自然公園地域）
 - **自然保全地域**（原生自然環境保全地域、特別地区、その他の自然保全地域）

6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域が、重複している地域において、土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上の留意すべき基本事項等について記載する。